

令和2年度第2回一関市子ども・子育て会議

日時：令和3年3月12日（金）

午前10時00分～午前11時30分

会場：一関保健センター2階 栄養指導室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 特定教育・保育施設の利用定員について

(2) その他

低所得世帯の子どもへの支援について

4 その他の議題

5 閉 会

令和2年度一関市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

区分	所 属 等	氏 名
1 子どもの保護者	(略)	おの 小野 純平
2 子どもの保護者		いしかわ 石川 素宏
3 子どもの保護者		きつかわ 吉川 直樹
4 事業に従事する者		ちば 千葉 真美子
5 事業に従事する者		かとう 加藤 知英
6 事業に従事する者		はしもと 橋本 真由美
7 関係団体から推薦された者		むらかみ 村上 国城
8 関係団体から推薦された者		こさか 小坂 恵子
9 関係団体から推薦された者		すぎやま 杉山 浩
10 知識経験者		すがわら 菅原 敏
11 知識経験者		ささき 佐々木 吉信
12 知識経験者		いし 伊師 みゆき
13 公募委員		たきがみ 滝上 亜寿香
14 公募委員		ちば 千葉 もと子
15 公募委員		すがわら 里江

一関市

所属	職名	氏 名
保健福祉部	保健福祉部長	佐藤 鉄也
保健福祉部	次長兼子育て支援課長	黒井 直子
保健福祉部子育て支援課	課長補佐兼母子保健係長	及川 久美子
保健福祉部子育て支援課	課長補佐兼児童家庭係長	宮野 剛輔
保健福祉部子育て支援課	主任主事	金野 亨
教育委員会教育総務課	教育企画係長	伊藤 歩
教育委員会学校教育課	課長補佐兼学校教育係長	佐藤 宣裕

議事（1） 特定教育・保育施設の利用定員について

下記のとおり、特定教育・保育施設の利用定員について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項の規定により、一関市子ども・子育て会議の意見を伺います。

1 利用定員の概要

利用定員とは、子ども・子育て支援法第27条第1項及び第29条第1項において定められた、施設型給付費（委託費）及び地域型給付費の単価水準を決めるものです。

市は、施設の運営等が基準に適合しているか審査し、給付による財政支援の対象とするか確認を行いますが、その際に、事業者と市で利用定員の設定を行います。

この利用定員の設定にあたり、子ども・子育て会議の意見を聴取するものとなっていきます。

※参考 認可定員と利用定員の違い

- ・認可定員：教育・保育施設の設置にあたり認可された定員
- ・利用定員：子ども・子育て支援法に基づく、給付費算定の基礎となる定員

2 利用定員の変更施設について

(1) 施設の名称：パステル保育園

施設・事業の種類	保育所				
所在地	山目町一丁目3番10号				
認可定員	40名				
利用定員(人)	1号認定	2号認定	3号認定	合計	
			0歳	1・2歳	
変更前	—	—	5	14	19
変更後	—	21	5	14	40
増減	—	21	—	—	21
変更予定年月日	令和3年4月1日				
変更理由	安定的な運営を図るため、園の意向により、保育所化を図るものである。また在所児童の保護者からの就学前まで預かってほしいという要望に対応するものである。(当該施設の連携施設である認定龍澤寺こども園は、連携施設になる際にその受け皿として、2号定員を6人増やしており、今般、パステル保育園の保育所移行に伴い、2号定員を連携前の定員に戻すこととしている。(3)参照)				
利用実績(人)	H29	H30	H31	R2	
4月1日現在	19	16	16	15	
備考	小規模保育事業から保育所への移行については、既に県に認可申請書を提出済みであり、園舎などのハード面、保育教諭の配置などのソフト面とも基準を満たしている。				

(2) 施設の名称 認定こども園桜保育園

施設・事業の種類	認定こども園				
所在地	東花王町3番地				
認可定員	99名				
利用定員（人）	1号認定	2号認定	3号認定		合計
			0歳	1・2歳	
変更前	—	51	9	30	90
変更後	9	54	9	27	99
増減	9	3	—	△3	9
変更予定年月日	令和3年4月1日				
変更理由	安定的な運営を図るため、園の意向により、保育所から認定こども園への移行を図るとともに、実情に合わせた利用定員へ変更するものである。（認定こども園化によって、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられることから、保護者にとっての需要はあるものと捉えている。）				
利用実績（人）	H29	H30	H31	R2	
4月1日現在	93	95	93	90	
備考	保育所から認定こども園への移行については、既に県に認可申請書を提出済みであり、園舎などのハード面、保育教諭の配置などのソフト面とも基準を満たしている。				

(3) 施設の名称 認定龍澤寺こども園

施設・事業の種類	認定こども園				
所在地	山目町三丁目2番19号				
認可定員	168名				
利用定員（人）	1号認定	2号認定	3号認定		合計
			0歳	1・2歳	
変更前	72	78	8	16	174
変更後	72	72	8	16	168
増減	—	△6	—	—	△6
変更予定年月日	令和3年4月1日				
変更理由	児童の減少傾向を踏まえ、安定的な運営を図るため、園の意向により、利用需要に合わせた利用定員へ変更するものである。（連携施設である小規模保育事業パステル保育園が、保育所移行に伴い2号認定に係る利用定員を21名増やすことから連携前の定員とするものである。）				
利用実績（人）	H29	H30	H31	R2	
4月1日現在	148	154	164	155	

(4) 施設の名称 公私連携幼保連携型認定こども園わくつこども園

施設・事業の種類	認定こども園				
所在地	花泉町涌津字惡法師38番地312				
認可定員	95名				
利用定員（人）	1号認定	2号認定	3号認定		合計
			0歳	1・2歳	
変更前	18	60	9	36	123
変更後	15	50	6	24	95
増減	△3	△10	△3	△12	△28
令和3年2月1日現在 入所児童数	13	50	6	22	91
変更予定年月日	令和3年4月1日				
変更理由	恒常的に定員割れの状況にあることから、園の意向により、安定的な運営を図るため、利用需要に合わせた利用定員へ変更するものである。				
利用実績（人） 4月1日現在	H29	H30	H31	R2	
	—	—	83	86	

子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに対する確保の状況

1. 子ども・子育て支援事業計画

		令和2年度 計画				備考	
		1号	2号	3号	計		
			3・4・5歳	1・2歳			
一関・花泉地域	量の見込み①【児童数】	546	919	555	133	2,153	
	確保策 計②【利用定員】	920	889	582	198	2,589	
	②-①	374	▲ 30	27	65	436	
旧東磐井地域	量の見込み①【児童数】	96	615	304	47	1,063	
	確保策 計②【利用定員】	270	801	346	85	1,502	
	②-①	174	186	42	38	439	
合計	量の見込み合計①【児童数】	642	1,534	860	180	3,216	
	確保策 合算②【利用定員】	1,190	1,690	928	283	4,091	
	②-①	548	156	68	103	875	

2. 今回の利用定員設定による増減

		1号	2号	3号		計	備考
			3・4・5歳	1・2歳	0歳		
一関・花泉地域	確保策 計	6	8	▲ 15	▲ 3	▲ 4	
	内訳 特定教育・保育	6	8	▲ 1	2	15	
	特定地域型			▲ 14	▲ 5	▲ 19	
	認可外保育施設						

3. 今回の利用定員設定後の確保数

		令和3年度計画【変更後】				備考	
		1号	2号	3号	計		
			3・4・5歳	1・2歳			
一関・花泉地域	量の見込み①【児童数】	519	898	554	150	2,121	
	確保策 計②【利用定員】	926	897	570	192	2,585	
	内訳 特定教育・保育	926	897	512	169	2,504	
	特定地域型			58	23	81	
	認可外保育施設					0	
旧東磐井地域	②-①	407	▲ 1	16	42	464	
	量の見込み①【児童数】	89	604	302	46	1,041	
	確保策 計②【利用定員】	270	801	346	85	1,502	
	内訳 特定教育・保育	270	761	342	84	1,457	
	特定地域型			4	1	5	
合計	認可外保育施設		40			40	
	②-①	181	197	44	39	461	
	見込み数合算①【児童数】	608	1,502	856	196	3,162	
	確保策 合算②【利用定員】	1,196	1,698	916	277	4,087	
	内訳 特定教育・保育	1,196	1,658	854	253	3,961	
	特定地域型	0	0	62	24	86	
	認可外保育施設	0	40	0	0	40	
	②-①	588	196	60	81	925	

【参考】子ども・子育て支援法に規定されている内容

(支給要件)

第19条第1項

子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

- (1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- (2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- (3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

(施設型給付費の支給)

第27条第1項

市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限り。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

(特定教育・保育施設の確認)

第31条第1項

第27条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。附則第7条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- (1) 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- (3) 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第31条第2項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

第5節 低所得世帯の子どもへの支援の充実

貧困の一つの指標として、相対的貧困率※の考え方がありますが、子どもの貧困をめぐる状況は様々で、経済的要素だけではなく、子どもが希望や意欲をそがれる要因も多様化しています。現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指して、経済的な支援のみならず、地域や社会全体で課題を解決するという意識を取り組むことが重要となっています。

子どもの貧困対策においては、第一に子どもに視点を置いて、切れ目ない施策を実施するとともに、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させないように配慮していきます。

また、支援情報が十分に対象者に届くよう情報発信や相談体制も含めて支援の充実に努めるとともに、「個別支援」と「対象者を限定しない支援」の両輪で取り組んでいきます。

※相対的貧困率とは

貧困線(世帯の年間可処分所得を世帯人員数の平方根で除して算出した中央値の半分の額)に満たない世帯の割合。

厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査では、平成27年の貧困線は122万円で、相対的貧困率は13.9%。なお、計算式の可処分所得に資産は含まれていないことから、相対的貧困率は国民生活の実態をそのまま反映していないという意見もある。

1 社会的孤立の防止

貧困の状況にある子どもについては、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

このような社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業の充実を図るほか、社会体験や他者との関わりの機会の創出により、子どもの社会性や自己肯定感の向上を図っていくことが必要となっています。

また、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援につないでいく必要があり、関係機関との必要な情報の共有、連携を進めながら、総合的に対策を推進します。

- ・生活困窮者自立支援相談支援事業を通じて総合的な相談支援事業を推進します。
- ・放課後子ども教室や放課後児童健全育成事業の実施により放課後の子どもの居場所づくりを推進するとともに、新たな居場所づくりの施策や事業の検討を行います。
- ・助産師が家庭を訪問して行う産後ケア事業等を通じて、各ライフステージに即して切れ目ない支援を図ります。

2 支援情報の確実な提供

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、生活保護や各種手当の給付のほか各種支援制度の活用、就労支援など、子育て世帯の生活の基礎を支える支援が必要です。

また、貧困の状況にある子どもやその家族の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きがわからない、積極的に利用したがらない等の状況も見られます。

各種支援を実効あるものにするために、当事者の視点に立ち様々な支援情報を積極的にかつ確実に提供できるような取組を関係機関と一体的に推進していきます。

- ・保育料の軽減や児童扶養手当の支給、給食費・教材費・行事費等の実費徴収補足給付事業、小中学生の学用品費や給食費等の就学援助、奨学金の貸付、医療費助成等を通じて、子育て世帯の経済的支援を図ります。
- ・教育扶助や生活扶助、進学準備金等の給付により生活保護受給世帯を支援します。
- ・家庭での養育が一時的に困難となった場合に施設で養育する子育て短期支援事業を実施します。
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金、母子家庭等自立支援教育訓練給付金や母子家庭等高等職業訓練促進給付金等の支給事業によりひとり親家庭を中心とした就労支援を推進します。

ひとり親世帯へ食料を配布します

(春休みフードバントリー事業)

ひとり親世帯*1 を対象に、少しでも安心した年度末を過ごしていただけるよう、食料を配布します。

*1 ひとり親世帯とは、母親または父親の片方いすれかと、その子（高校生以下）のみの世帯です。

ご利用には事前予約が必要です。

● 日 時 第3回 令和3年3月27日（土） 10：00～20：00

● 配 布 会 場 一関保健センター（一関市山田字前田13番地1）玄関ホール

● 申込方 法 ① 電話による申込み

電話番号：0191-23-6020

（受付時間：平日9：00～17：00）

② ホームページからの申込み

一関市社会福祉協議会ホームページ内のお問合せフォームへ下記の内容を入力のうえ、送信ください。

①氏名 ②年齢 ③家族構成 ④希望受取時間

⑤連絡先（住所、電話番号） ⑥相談の有無と内容

● 予約開始日 令和3年3月1日（月）から

※ 配布数は、50セットと限りがあります。

年度末フードバントリー事業は、市民のみなさまや市内の企業、団体のみなさまからご提供いただいた食品と、皆様からご協力いただいた「赤い羽根共同募金」を活用して実施します。



主催：一関市社会福祉協議会 共催：一関市、一関市主任児童委員会



持ち物

くすり 治医に相談の上与薬票に記入してください。

・数日預ける場合は薬がなくなる前に必ず受診してください。

・お薬手帳をご持ください。

乳児	幼児
・哺乳瓶、粉ミルク(必要な場合のみ)	・哺乳瓶、粉ミルク(食事の他にミルクも摂取している児童)
・紙おむつ・おしりふき(必要な場合のみ)	・紙おむつ・おしりふき(必要な場合のみ)
・着替え上下…2～3組(締め付けの少ない服等)	・着替え上下…2～3組(締め付けの少ない服等)
・下着上下…2～3組	・下着上下…2～3組
・フェイスタオル…1枚	・フェイスタオル…1枚
・バスタオル…2枚	・大判ハバスター…2枚
・コップ又はマグマグ	・コップ
・食事用エプロン…1枚	※必要に応じて経口補水液

※紙おむつが不足した場合は、1枚につき50円徴収となります。

※すべての物に記名をお願いします。

※病児保育室入り口は、5階建ての特別養護老人ホームクラリスと保育所の間、奥になります。

※汚れ物を入れるビニール袋は、病児保育室で準備いたします。

病児保育室とは？

・医療機関における入院治療を要しないけれど安静の確保に配慮する必要があるお子さまを、仕事等で家庭で保育できない場合、看護師と保育士が専用保育室でお世話をする場所です。

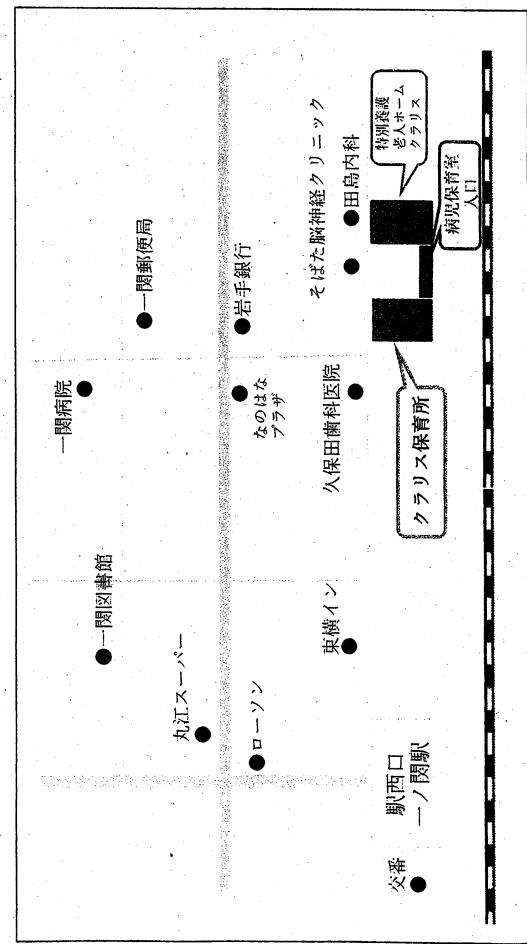
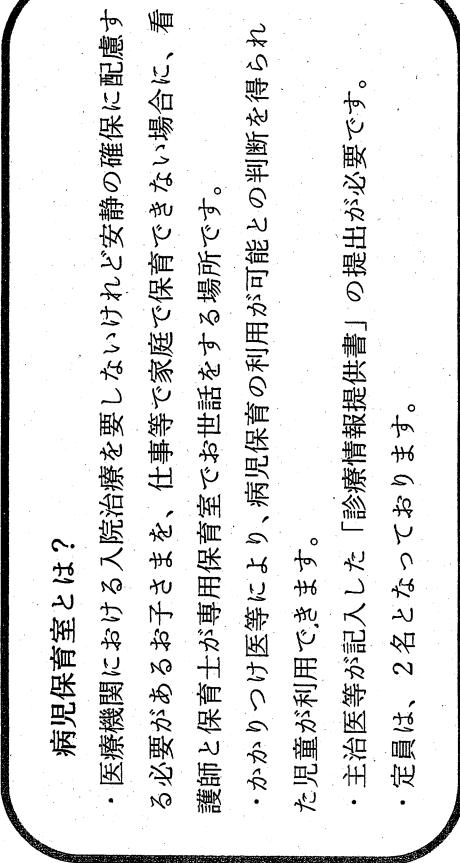
・かかりつけ医等により、病児保育の利用が可能との判断を得られた児童が利用できます。

・主治医等が記入した「診療情報提供書」の提出が必要です。
・定員は、2名となっております。

病児保育室

令和3年3月1日開設

「すまいる」のご案内



対象となる病気

- ・発熱や風邪、下痢等、乳幼児が日常かかる病気
- ・気管支喘息等の慢性疾患
- ・やけどや骨折等の外傷性疾患
- ・感染性疾患(感染力が強い時期以外)
- ・その他医師が利用可能と判断した病気

利用したい時にはどうするの?

- 事前登録(無料)記入様式1**
利用当日でも可能です
が、事前に済ませておく時間がかかりません。
- 予約と受診**
電話で病児室を利用したい日を予約します。
電話受付時間 8時30分~
- 17時**
受診し「診療情報提供書」(別途文書料金がかかる場合があります。)を記入してもらいます。記入様式2

- 3 利用当日**
・受付→病児保育室入室⇒
保育
※保育所玄関とは別の玄関からお入りください。

当日必要な書類は?

- 1 診療情報提供書 記入様式2
- 2 与葉依頼書 記入様式4
- 3 家庭との連絡票 記入様式5
- 4 健康保険証の写し・母子手帳 お薬手帳
- 5 重要事項確認書 記入様式3

- ※給食・おやつについて、8時45分までに申し込んだ場合、美濃にて提供いたします。
食物アレルギー等があるお子様は昼食をご持参ください。
- 4時間未満の利用 1,000円/回
 - 4時間以上の利用 2,000円/回
- ※クリス保育所在園児は無料

ご利用できる日・時間

月~金曜日 8時30分~17時30分

※土・日曜日、祝日、お盆、12月29日~1月3日等、病院の休診日には、病児保育室はお休みとなります。また、保育所長が必要と判断した場合も休みとなります。

病児保育室での過ごし方は?

8:30 病児保育室へ入室開始

検温

9:30 おやつ(2歳児まで)
好きな遊び

11:00~12:00
午睡・安静時間

※状態や年齢に応じて対応します。
おやつ 検温
好きな遊び

15:00
17:30
※病児保育での延長保育は行いませんので、お迎えは
17:20までにお願いいたします。

- ★ 保育中に症状が悪化し、利用が困難になった場合は、予定時間前でもお迎えをお願いすることができますので、必ず連絡が取れるようお願いします。
- ★ 利用児童の病児保育室への順応性が著しく低く、水分の摂取ができない又はパニックを起こす等の状態が見られる場合は、受け入れができない場合があります。
- ★ ご利用に際しての詳細につきましては「病児保育のしおり」をご用意しております。

※事前登録をしていない方は、登録票に記入していただきますので時間が20分程度必要となります。